

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の健全性、透明性、効率性及び迅速性を常に確保し、継続的な企業価値の向上及び株主をはじめとした全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を実現するために、取締役会を軸としてコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンスコードの全ての基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 政臣	2,002,000	51.57
株式会社エナリス	388,200	10.00
那須 慎一	169,000	4.35
石垣 康治	149,000	3.84
三浦 幹之	36,800	0.95
グリムス従業員持株会	36,000	0.93
株式会社SBI証券	32,200	0.83
尾崎 成彦	29,600	0.76
古園 敦	26,000	0.67
日本証券金融株式会社	23,100	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無 田中 政臣

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、その決議をもって少数株主の利益を害することのないように適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の創業者である田中政臣は、当社の議決権の過半数を所有する支配株主であります。当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定いたします。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 更新 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 9 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 3 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
手塚 博水	他の会社の出身者											
西本 昌道	他の会社の出身者											
福島 泰三	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
手塚 博水	○		——	金融機関での与信判断業務や、官庁・監査法人での業務経験など、経営や財務会計に関する知見を有していることから、監査機能及び役割を果たせるものとするため。
西本 昌道	○	○	——	経営者としての豊富な知識と実務経験を有していることから、社外取締役として監査機能及び役割を果たせるものとするため。 また、会社から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
福島 泰三	○	○	——	公認会計士として会社財務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有していることから、社外取締役として監査機能及び役割を果たせるものとするため。 また、会社から独立した立場にあり、一般株主

				と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
--	--	--	--	---------------------------------------

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	なし			

現在の体制を採用している理由	更新
----------------	----

現在、社外取締役に専属のスタッフは配属されておませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指名することができます。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会、内部監査室、会計監査人は、情報交換を適宜行い、連携を密にしてそれぞれ監査を実施します。
会計監査人は、会計監査及び内部統制監査の実施に当たり、監査等委員会及び内部監査室に事前に計画の説明を行い、結果の報告を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	2名
---------	----	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

意欲や士気の向上及び当社の企業価値の向上に資するため、ストックオプションの付与を行っております。

ストックオプションの付与対象者	更新	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	----	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社役職員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

第11期(平成28年3月期)における当社の取締役に対する役員報酬の内容は以下のとおりであります。
社内取締役を支払った報酬 74,670千円
社外取締役を支払った報酬 2,400千円
計 77,070千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役に専属のスタッフは配属されておきませんが、経営企画部が取締役会の開催などに関する事前の資料配布や場合によっては事前説明などを行い、円滑に取締役会に臨めるためのサポートをしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

＜企業統治の体制の概要＞

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会と監査等委員会により、業務執行の監督及び監視を行っております。

現在、取締役9名、うち監査等委員3名、社外取締役3名という経営体制となっており、取締役会は定例として毎月1回、また、必要に応じて臨時で開催し、会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行っております。

監査等委員は3名全員が社外取締役であり、独立した立場で取締役の業務執行を監督しております。

また、迅速で的確な経営及び執行判断を実現するため、業務を執行する担当取締役に構成する執行会議を毎週開催し、営業や財務を含めた所管業務の現況を共有し、業務執行における重要課題を審議しております。

取締役会及び執行会議において、経営上の意思決定が行われると、各部門に対し業務執行の指示が出され、各部門では必要に応じ、他の部門と連携を図りながら業務を執行する体制となっております。

また、経営方針に則った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集、部門間の情報共有、さらには事業計画・事業全体に関わる方針や各部門において抱える課題で組織を横断的に協議すべき事項については、代表取締役及び決裁権限に基づく決裁者の意思決定に資するため、当社グループ各社の取締役、各部門長、代表取締役の指名する社員及びオブザーバーとして出席する監査等委員である取締役及び内部監査室長で構成する役員部長連絡会を設置し、毎週1回開催しております。

子会社については、子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、関係資料等の提出や報告を求めるとともに、担当取締役が必要に応じてアドバイス等を行っております。また、当社から担当者を派遣し、内部監査等を実施し、法令の遵守状況の確認を行っております。

＜内部監査及び監査等委員会＞

イ. 内部監査

経営の効率性、適法性及び健全性の確保を目的として、社内に代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、内部監査については内部監査室長が監査等委員や会計監査人と連携を図りながら、内部監査計画書に基づき、各部門へのヒアリング、実地調査を行い、内部統制・コンプライアンス等の実効性及び効率性の向上に努めております。

ロ. 監査等委員監査

当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、現在、監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されております。当社の監査等委員である取締役は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査規程に基づき、取締役会及び執行会議をはじめとした重要な会議に出席し、業務執行を担当する取締役からの事業報告を聴取し、重要な文書や帳票の閲覧、当社及び子会社に対する会計監査結果のピアリング、閲覧を実施するとともに、内部監査室長や会計監査人との情報交換を適宜行うなど、連携を密にして監査の実効性及び効率性の向上を目指しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、社外取締役3名により構成される監査等委員会による監査を実施しており、取締役における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に加わることにより、取締役会の監督機能の強化を図っております。これにより、経営監視機能の客観性・中立性は十分に確保されていると考えており、現在の体制が当社にとって最適であると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載します。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的に説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的に決算説明会を実施しております	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社子会社であります(株)グリムソーラーにおいてCO2削減等の環境負荷削減に資する商品を販売しております。また、ブログパーツ型環境貢献サイトである「グリムス(gremz)」を運営し、環境意識の高いブログユーザーとともに環境問題の意識向上・取り組み拡大・植林に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下の内容で取締役会にて承認を得ております。

＜内部統制システムの整備に関する基本方針＞

A. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、コンプライアンス規程に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、企業行動指針・規範や各種の規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行なう。

(2)当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社の人事総務部と共同して、当社及び子会社に対するコンプライアンス監査を行ない、法令等の遵守状況を確認し、当社の社長及び監査等委員会に報告する。

当社の人事総務部は、法令上疑義のある行為等について、当社及び子会社の使用人が内部通報を行なう場合の窓口となる。

B. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の人事総務部は、稟議規程や文書管理規程に基づき、取締役の決裁等の職務執行に関する情報を、適切に記録・保存し、当社の取締役及び監査等委員である取締役が必要に応じてこれを閲覧できるようにする。

C. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会の下、当社の人事総務部、経営企画部及び業務管理部の各部門が、コンプライアンス、財務や情報セキュリティ、品質、環境及び自然災害等の、当社グループの各種リスクについて識別・評価し、リスクの回避・低減等の必要な対策を実施するとともに、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行う。

D. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は稟議規程や組織規程及び業務分掌規程等の整備・見直しを進め、各取締役の職務分掌や権限を明確化するとともに、日常的な取締役相互の報告・連絡・相談の円滑化を推進する。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グリスグループとしての経営理念や行動基準を制定し、グループ各社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種の会議を通して、グループ全体の業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築する。

また、グループ会社の横断的な業務を担当する取締役は、各社の業務について十分にその実態を把握し適切な指示を与えるとともに、適宜社長や取締役会への報告を行ない、決裁等の必要な手続きを行なう。

内部監査規程に基づき、内部監査室は関連会社監査や会議・委員会等を通じて関連会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導するとともに、経営企画部と連携して連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。

F. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指名することができる。

G. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1)監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。

(2)監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとする。

H. 監査等委員会への報告に関する体制

(1)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

(2)監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が定時もしくは臨時に監査等委員会へ報告すべき事項を定める。

(3)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告する。

I. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

J. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限り。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2)監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

K. その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1)監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか、執行会議その他監査等委員会が重要と認める会議に出席する。

(2)監査等委員会が選定する監査等委員は、決裁書、社内情報システムその他監査等委員会が重要と認める報告書等の文書を随時閲覧する。

(3)監査等委員会は、毎月1回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報交換並びに協議を行なうとともに、会計監査人から定期的並びに必要に応じて臨時に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行なう。

L. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従った財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価し、必要な是正を行い、適切な報告を行う体制を整備運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当な要求に対しては断固として社会的正義を貫くことを定めております。また、反社会的勢力への対応方法等を定め、社内への啓蒙活動を進めております。さらに、警察、弁護士等の外部専門機関と日頃から連絡を取り、連携を深めるほか、「特殊暴力防止対策連絡協議会」に加盟し、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の業務執行・監査・内部統制の概要は以下のとおりです。

